

盛土規制法施行(2023年5月26日)に伴う基礎調査を実施

盛土規制法制定の背景

宅地安全確保、森林機能確保、農地保全等を目的とした各法律により、開発（盛土）を規制

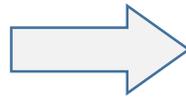


各法律の目的の限界等から盛土の規制が十分でないエリアが存在



静岡県熱海市における盛土崩落

全国一律の基準で包括的に規制



盛土規制法の概要

- 宅地造成等規制法を名称、目的も含め抜本的改正
→ 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）
- スキマのない規制
県知事等が盛土により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域に指定 → 区域内での盛土等を県知事等の許可対象に
※県知事等：指定都市又は中核市の区域内においては、その長
- 盛土等の安全確保
盛土等を行うエリアの地形、地質等に応じた許可基準の設定
→ 施工状況の定期報告、中間検査、完了検査の実施
- 責任所在の明確化
盛土等について、土地所有者等が安全な状態を維持する責務
→ 土地所有者、原因行為者へ是正措置等を命令
- 実効性のある罰則
抑止力として機能するように罰則強化
→ 3年以下懲役、1,000万円以下罰金（法人は3億円以下）

今年度の本市対応

規制区域指定に必要な基礎調査を県と合同で実施

基礎調査：地形データ、保全対象の設定等を基に盛土等により人家等保全対象に被害を及ぼしうる区域を決定するための調査

スケジュール

年度	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025
法律・政令等	5/27 法律制定 12/23 政令制定	5/26 法律・政令施行		
本市対応予定		規制区域指定に必要な基礎調査を実施	規制区域指定の準備	規制区域指定